



【控訴審 第三回口頭弁論のご報告】

弁護団事務局長 表明玉

去る 4 月 26 日、名古屋高裁で、愛知無償化裁判の第三回口頭弁論が行われ、証人尋問の実施と新たに浮上した論点について継続審理を求める弁護団の求めにもかかわらず、裁判所はすべての証人尋問を却下し、結審が強行されました。

多くの場合控訴審は、一審で当事者の主張立証が尽くされたことを前提に審理されます。

しかし、愛知では、文科省で朝鮮高校を無償化に含めるかの検討を担当していた前川喜平元文部科学事務次官の陳述書が一審の結審期日に初めて提出され、一審では尋問ができませんでした。文科省内でも朝鮮高校は無償化される方向だったとする前川氏の陳述書について、名古屋地裁は尋問をしていないから信用性がないと判断しています。この判断に照らしても、高裁は、朝鮮高校の不指定処分の方針にも関与した前川氏という重要な証人について尋問を実施すべきでしたが「必要ない」の一言でこれを却下しました。

また、安倍自民党政権による朝鮮高校無償化の根拠省令八の削除と同じ日になされた朝鮮高校の不指定処分は、八の削除だけではなく、朝鮮高校が「法令に基づく適正な運営」という審査基準を満たしていると判断できなかったことも理由としています。しかし、国自身が認めているように、これは矛盾していて、省令八に基づくこの審査基準は、八を削除した以上最早使えないはずなのです。こんなおかしな処分がされたのは、省令八を削除して朝鮮学校を無償化から締め出すという大臣のやり方がいかにも乱暴であったことから、拉致事件と絡めて朝鮮学校を差別するという本来の意図を覆い隠し、朝鮮学校側が悪いかのように問題をすり替えるためだったと思われます。

このような処分の違法性について愛知では行政法学者の意見書を 6 月提出予定で用意していましたが、裁判所はこれを見ないまま結審しました。このような裁判所の姿勢からは朝鮮学校の子どもたちの教育を受ける権利の侵害に誠実に向き合う姿勢は感じられず、弁護団は全員が異議を述べ、傍聴席からも怒りの声が飛び交う期日となりました。

ただし、裁判所は弁護団の求めに応じて、意見書を事実上見るとは言ったので、まだ判決期日は指定されていません。今後は、意見書提出に合わせて弁論を再開し、丁寧に本件を審理することを裁判所に求めていくことになります。

そのためにこの裁判が在日朝鮮人の子どもたちの夢と誇りをかけた裁判であることを裁判所に理解してもらうことが大切です。引き続き皆様のご支援をお願いいたします。